

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年9月4日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同月11日から同年10月1日まで縦覧に供する。

令和8年9月11日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一宮下分4号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一宮下分5号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）竹林地区
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西ヶ谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小谷地区